

取組 10 区民生活を支える福祉事務所を充実・強化します

区内に4か所ある福祉事務所は、生活困窮者や高齢者、障害者、ひとり親などの相談・支援を行う、福祉の第一線です。

現在、福祉事務所では、新たな制度の導入や、大きな制度改正等があった場合、各福祉事務所の職員が、現場の業務を抱えながら対応している状況です。こうした状況を改善し、施策のマネジメントは本庁の組織が担い、各福祉事務所は、日々の相談や、生活保護世帯のケースワーク、DVなどの緊急案件への対応に注力できるようにします。

福祉事務所全体として効果的・効率的な支援を展開できるよう、組織体制を強化し、職員の業務能力を高めます。

① 戦略的な施策展開を担う新たな担当課を設置します

福祉分野の多様な課題に対応する新たな施策の立案や制度改正等への迅速な対応、福祉事務所間の調整等を行う担当課を新たに設置し、戦略的な施策展開を進めます。

② ケースワーカーを増員します

増加する生活保護世帯に対し、自立に向けたきめ細かな支援を確実に実施できるよう、ケースワーカーを増員します。個々の世帯の事例検討を充実しながら、児童相談所、ハローワークなどの関係機関と情報を共有し、職員の相談・支援能力を高めます。